

令和7年度 部活動基本方針（保護者用）

六ヶ所村立第一中学校 生徒部

豊かな人間性を育むとともに、学校教育活動に貢献できる生徒の育成を目指す。

豊かな人間性

- ・ねばり強く最後までやり遂げる力
- ・失敗をばねに飛躍する力
- ・協力し合って友情を深める力

- 1 スポーツや趣味に親しみ、基礎体力や情操の向上を図る。
- 2 集団活動を通し、ルールやマナー・協調性を育てる。
- 3 公共施設借用、各種大会を通し、社会性を育てる。
- 4 自分の目標に向け、地道に努力する姿勢を育てる。
- 5 自己分析・自己決定力を育てる。

- 1) 活動
- ①任意加入制とする。（平成30年度より）
 - ②休業日の活動については校長の承認を得ることとするが、生徒の健康面を十分に考慮した計画であること。
 - ③平日の部活動を原則月、火、木曜日におこなうものとする。

- 2) 活動休止日
- ①原則毎週水曜日と金曜日
 - ②毎週土曜日か日曜日のいずれか1日
 - ③毎月の第3週の日曜日 ただし、大会等が入った場合は別の週で調整する。
 - ④期末テスト・休み明けテストの3日前から前日まで
 - ⑤職員会議日

※スポーツ庁および青森県教育委員会から出されている運動部活動の指針に準じて変更する場合があります。

- 3) 活動時間
- | | | | | |
|-----|-------|-------|---|-------|
| 平日) | 5時間授業 | 15:15 | ～ | 17:00 |
| | 6時間授業 | 16:15 | ～ | 18:00 |
| 休日) | | 9:00 | ～ | 12:00 |

〈延長練習について〉

- ① 中学校体育大会夏季大会及び新人大会は、大会の2週間前から延長を認める。ただし、事前に校長の許可を得た上で保護者の承諾を得ること。
- ② 延長時の練習は19:00までとする。
- ③ スクールバス利用生徒の下校については、保護者の迎えとなる。迎えに来られない場合は、2本目のバスで下校すること。

- 4) 活動計画
- ①毎月の活動計画は各部の部長が立案し、顧問が確認と調整を行い、決定する。前月中に文書などで配付する。
 - ②長期休業中の活動計画は、長期休業開始の最低15日以上前に配付する。

〈指導の確認事項〉

- ①必ず活動には顧問がつき、安全の確保や必要な場合に助言をします。
- ②生徒主体の活動になるように、各部の練習日、練習内容や活動は生徒達が主体的に決め、顧問はコーディネートをします。
- ③健康状態等により、本人から休みの申し出があった場合、参加を強制しません。
- ④部活動指導・引率は必要最低人数で行います。
- ⑤各部で保護者会等を使って、方針と年間の参加試合(予定)等を説明します。

5) 部活動存続基準 (部活動の再編について から)

- ・運動部の場合は、2年連続新人戦(準ずる)に出場できない場合は廃部。
ただし、合同チームでの参加においても新人戦に出場したこととする。
- ・運動系の部と文化系の部は最低1つは残す。(今後の状況次第では、変更もありえる)

※サッカー部においては5年間部員がいない状況であり、令和5年度の新人戦も参加できなかったため、上記の規定により廃部となりました。

6) 校外活動について

1 学校での対応について

地域のクラブ、道場、音楽教室等での活動は、本校の教育課程外の活動です。課業日(授業等を実施する日)に大会等へ参加する場合に欠席扱いとするかは校長判断としますので学校へご相談ください。

※高等学校入学者選抜に係る調査書等には、総合所見及び指導上参考となる諸事項としてその旨を記載できますので、入賞した際は結果をご連絡ください。

7) 中学校体育大会主催大会参加区分について

- ・令和6年度より地域スポーツ団体の各地区の中体連主催大会への出場が可能となりました。それに伴い、「参加区分決定書」により中体連主催大会への参加方法を確認しています。なお、「参加区分決定書」は、4月上旬に配布し提出していただく予定です。夏季大会と新人大会で参加方法を変更することが出来ませんので、ご家庭でよく話し合ってください。